

平成29年10月5日

国立大学法人 京都大学
総長 山極 壽一 様

京都市都市計画局
広告景観づくり推進室
広告物適正化課長
京都市建設局土木管理部
道路河川管理課長

立て看板等の設置について（通知）

平素は、本市行政に格段の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

本市では、京都らしい景観を将来にわたって保全、継承していくため、平成19年から、建物の高さ与设计及び屋外広告物の規制等を全市的に見直した「新景観政策」を実施し、屋外広告物の規制を強化する京都市屋外広告物等に関する条例（以下「条例」といいます。）の改正を行いました。

条例改正以降、多くの市民・事業者の御理解、御協力をいただきながら屋外広告物の適正化に努め、その結果、平成29年8月末時点での京都市内の屋外広告物の適正表示率は95%を超えています。

現在、貴学の外構周辺には、大学関係者のものと思われる立て看板等が公衆に表示される形で設置されています。これらは屋外広告物に該当し、関係法令に抵触しています。そのため、これまでも是正指導を重ねてまいりましたが、現在においても解消には至っておりません。

また、当該看板等が道路にはみ出すと不法占用になります。さらに、これらの看板の多くは貴学の外構に結わえ付けられているとはいえ、強風等による倒壊も危惧され、通行に危険を及ぼすことにもなりかねない状況です。

ついては、立て看板等の設置について法令遵守を徹底するほか、歩行者の安全確保にも十分な配慮を行うよう通知いたします。

（問合せ先）

都市計画局広告景観づくり推進室 広告物適正化第二係 電話 708-7645 建設局土木管理部道路河川管理課 路上物件適正化担当 電話 222-3564
--